

- Q 1. 補助金を受けるための要件に「補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以上継続して本市に居住する意思があること」とありますが、5年未満で市外に転出した場合は、補助金を返還する必要がありますか？**
- A 1. 補助金の交付決定を受けた日から起算して3年未満で本市から転出した場合は、補助金の全額を返還していただきます。また、補助金の交付決定を受けた日から起算して3年以上5年未満で本市から転出した場合には、補助金の半額を返還していただきます。
- Q 2. 補助対象経費の住居費とは、どのような費用が対象になりますか？**
- A 2. 本市への移住を機に支払った次の費用が対象となります。
- 購入の場合：新たに住宅を購入する際に要した費用（建物代金、仲介手数料）
- 住宅を賃借した場合：新たに住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当相当額を差し引いた額が補助対象経費となります。
- Q 3. 引越費用は、どのような費用が補助対象になりますか？**
- A 3. 引越に当たって、引越業者又は運送業者に支払った費用のみが対象となります。このため、引越に係る業者以外に依頼した際の謝礼やレンタカー代は対象となりません。
- Q 4. 親が所有する実家にUターンするなど、住宅の購入又は賃借を伴わない移住の場合は、引越費用のみ対象になりますか？**
- A 4. 引越業者又は運送業者に支払った費用については対象となります。
- Q 5. 中古住宅のリフォーム費用は対象になりますか？**
- A 5. 対象になりません。また、沼津市では、45歳未満の世帯を対象とした空き家のリフォーム工事費用と取得費用を補助する制度「沼津市空き家活用定住支援補助金」を実施しております。詳しくは、次のリンク先をご覧ください。
- リンク先 URL (<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/topics/20200413.htm>)
- Q 6. 被雇用者の申請書類のうち、「在職証明書」はいつ作成してもらえばよいですか？**
- A 6. 本補助金は、申請日時点においてテレワークにより勤務している必要があるため、原則として、本市に転入した日以降に作成されたものである必要があります。
- Q 7. 被雇用者の申請書類のうち、「勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類」とは、どのようなものを提出すればよいでしょうか？**
- A 7. テレワークが可能であることを示す勤務規則等の写しや、勤務先から従業員向けのテレワーク勤務に関する通知文等を想定しています。
- Q 8. 個人事業主の申請書類のうち、「テレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類」とはどういうものを提出すればよいでしょうか？**
- A 8. 開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書、事業に伴う契約書等を想定しています。
- Q 9. 交付申請の期限はいつですか？**
- A 9. 申請期限は、令和4年3月10日（木）です。書類がすべて揃った方から先着順で受付し、交付申請が予算額に達した時点で受付を終了します。お早目にご申請ください。